

宮川右岸堤防改修景観検討委員会（仮称）

設立趣旨

宮川（桜堤）右岸堤防は、昭和 12 年に三重県の名勝指定を受けており、日本さくら名所 100 選にも指定された景勝地であり、突出し堤や境楠等の歴史的土木遺産、文化遺産も内在していることから、地域はもとより広く市民に親しまれる空間になっている。

しかし、本区間は堤防断面が不足し、洪水時に堤防沿いに漏水やガマが発生することから、早期に堤防の強化を進める必要がある。

一方、近世につくられた歴史的土木遺産（突出し堤）が現存しており、本堤への水勢を弱める（流速低減）などの治水機能を今も発揮している。

そのため、宮川右岸堤防を市民の皆様が親しまれる安全な堤防にするためには、堤防強化と歴史的土木遺産（突出し堤）の保全活用、桜堤の景観保全の観点からバランスを図ることが重要である。

そこで、宮川右岸堤防改修を進めるにあたり、学識経験者及び地元関係者の方々から、景観や歴史等、様々な観点から意見・助言・フォローアップをいただき、宮川右岸堤防改修について検証するため、ここに「宮川右岸堤防改修景観検討委員会（仮称）」を設立するものである。